

○ 教育委員会の活動状況について

教育委員会の概要

1 教育委員会の位置付け

教育委員会は、知事から独立した行政委員会として位置付けられ、本県教育行政における重要事項や基本方針は、知事が議会の同意を得て任命した教育長及び5人の委員で組織する教育委員会において決定され、教育長の指揮の下に、教育委員会の事務局等（教育庁各課、出先機関）が具体的な事務を執行しています。

2 教育委員会の所管事務

教育委員会は、学校教育、社会教育、学術、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されています。なお、本県においては、教育に関する事務のうち、大学、私立学校、生涯学習の振興等の事務については知事が担当しています。

3 教育長及び委員の構成（令和7年3月31日現在）

教育長及び委員は次の6人です。教育長の任期は3年、委員の任期は4年であり、再任されることができます。

職 名	氏 名	教育長・委員としての任期	職 業
教育長	寺 崎 雅 巳	R6. 4.28 ~ R9. 4.27（1期目）	
委 員 （教育長職務代理者）	木下 比奈子	H29. 8. 1 ~ R7. 7.31（2期目）	弁 護 士
委 員	堤 康 博	R1.10.17 ~ R9.10.16（2期目）	医 師
委 員	久 保 竜 二	R2. 7.16 ~ R10. 7.15（2期目）	会社役員
委 員	松 浦 賢 長	R3.10. 1 ~ R7. 9.30（1期目）	大学教授
委 員	西 田 久 美	R6.10.17 ~ R10.10.16（1期目）	会社役員

令和6年度 主な活動

活動内容	実績
教育委員会会議の実施	○ 開催実績 計 20 回 ①定例会：11回、②臨時会：9回 ※うち移動教育委員会1回（南筑後教育事務所） ○ 議決事項 36件 ①基本方針・計画の策定：3件、②人事案件：15件、 ③審議会委員等任命・委嘱：9件、④規則の制定・改廃：4件、 ⑤文化財の指定：1件、⑥その他：4件 ○ 協議事項 9件（人事案件等） ○ 報告事項 18件（条例改正、予算関係等） 定例会、臨時会の傍聴者数 11人（報道関係者を除く）
委員協議会の実施	○ 主要施策、懸案事項等のほか、委員提案議題の協議等 開催実績 11回、協議等件数 18件
学校訪問（学校行事・式典への出席、視察、懇談等）	○ 学校行事・式典（開校記念式典、卒業式）への出席、移動教育委員会実施に伴う学校視察、懇談、意見交換等（訪問回数 延べ 23回）
学校以外における各種行事への出席、視察、意見交換	○ 各種行事への出席（全国高等学校総合体育大会総合開会式、ふくおか教育月間記念行事、福岡県教育文化表彰式、とびうめ教育表彰、SA GA2024 国スポ、おかやま国スポ等 出席等回数 延べ 19回）
総合教育会議 ^{注1)} への出席	○ 未来を担う人づくりについての協議（会議回数 1回）

他の都道府県との連携、情報交換の場への出席	○ 国の施策や予算の要望等 ○ 九州地方教育委員協議会・総会 ○ 全国都道府県教育委員協議会、教育委員会連合会総会 ○ 都道府県・指定都市教育委員研究協議会 (出席回数 延べ 7回)
------------------------------	---

教育委員会会議の議題や会議録等の情報については、県ホームページ(下記URL又は2次元コード)から御覧いただけます。<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/site/kyouiku/kenkyouigaiyou.html>



成 果

- 教育委員会会議の開催については、定例会のほかに臨時会を積極的に開催し、活発な議論を行いました。会議の議題については、事前に送付された会議資料等により議題への理解を深めた上で会議に臨んでおり、事務局提案の原案についても県民の視点に立った議論を行いました。議案を承認する場合も、施策の改善点や要望等を明確に示しました。
- 教育施策などの重要案件や条例・規則の制定、懸案事項等について、委員協議会において継続的に協議した上で、会議の議題として十分な議論を行うとともに、他県との研究協議事項や各種調査結果の報告などについても委員協議会で積極的に議論を行いました。
- 総合教育会議では、未来を担う人づくりについて協議し、知事と意思疎通及び連携を図りました。

今後の課題・対応

- 教育委員会活動が県民により一層理解され、関心を持ってもらうため、会議録の公開をはじめ、教育委員の学校視察、各種行事の出席等の活動状況を積極的に情報発信します。

注1) 総合教育会議:①大綱(各地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。)の策定、②教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策、③児童、生徒等の生命又は身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整するための会議。知事と教育委員会で構成され、知事が招集するもの。